

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ボツワナ	無償資金協力に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ボツワナ国の経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	76,177千円 -----	H14.2.25 プレトリ ア(南アフリカ) (同日)	日本側 榎泰邦在ボツワナ大使 ボツワナ側 D・C・M・スクエイクエ在南アフリカボツワナ高等弁務官	H17.6.3 382号
ボツワナ	無償資金協力に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ボツワナ国の経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	73,287千円 -----	H14.2.25 プレトリ ア(南アフリカ) (同日)	日本側 榎泰邦在ボツワナ大使 ボツワナ側 D・C・M・スクエイクエ在南アフリカボツワナ高等弁務官	H17.6.3 383号
ボツワナ	無償資金協力に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ボツワナ国の経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	75,725千円 -----	H14.6.24 プレトリ ア(南アフリカ) (同日)	日本側 榎泰邦在ボツワナ大使(南アフリカにて兼轄) ボツワナ側 D・C・M・スクエイクエ在南アフリカボツワナ高等弁務官	H17.5.27 323号
ボツワナ	無償資金協力に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ボツワナ国の経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	72,769千円 -----	H14.12.13 プレトリ ア(南アフリカ) (同日)	日本側 榎泰邦在ボツワナ大使(南アフリカにて兼轄) ボツワナ側 D・C・M・スクエイクエ在南アフリカボツワナ高等弁務官	H17.8.22 835号
ボツワナ	無償資金協力に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ボツワナ国の経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	74,380千円 -----	H14.12.13 プレトリ ア(南アフリカ) (同日)	日本側 榎泰邦在ボツワナ大使(南アフリカにて兼轄) ボツワナ側 D・C・M・スクエイクエ在南アフリカボツワナ高等弁務官	H17.8.24 846号
ボツワナ	無償資金協力に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ボツワナ国の経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	72,409千円 -----	H15.3.18 ハボロー ネで (同日)	日本側 花田吉隆在ボツワナ臨時代理大使 ボツワナ側 パレジ・ハオラテ財務・開発大臣	H17.8.24 844号
ボツワナ	無償資金協力に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ボツワナ国の経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	73,899千円 -----	H15.11.26 ハボロー ネで (同日)	日本側 花田吉隆在ボツワナ臨時代理大使 ボツワナ側 パレジ・ハオラテ財務・開発大臣	H17.8.24 845号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ボツワナとの無償資金協力取組一覧